

◎保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第一	前歯部の金属歯冠修復に金合金又は白金加金を使用した療養	別表第一	前歯部の鑄造歯冠修復に金合金又は白金加金を使用した療養
	療養		療養
	前歯部の金属歯冠修復に歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用した		前歯部の鑄造歯冠修復に歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用した